

貸出金融機関の視点

(中小企業の財務リストラ- 1-)

先月、経済産業省が、「企業の経営破綻を未然に防ぐ」ための警戒基準として3つの数値指標を定めたことは先週お知らせした。上場企業に数値を開示させることを目的として定めたものだが、この3つの指標は生き残りを賭ける中小企業にとっても他人事ではない重要な数値となっている。その指標とは次の3つだ。

3指標	全・平均	中・平均
1.債務償還年数	8.0年	29年
2.インベスト・ガバレッジ・レシオ	5.18倍	不詳
3.自己資本比率	32.8%	19.5%

(全は全企業、中は中小企業の意)

この3つの指標の意味や内容を理解している中小企業の社長はそれほど多くないかもしれない。しかし、銀行等の金融機関からの借入金を主たる資金調達の手段とし、しかも債務者区分が低位の中小企業が無関心でいることは危険だ。

銀行が貸出先を5つに区分していることは既にご承知と思うが、多くの中小企業は 正常先の下位層、 要注意先、 要注意先の下位層(要管理先)の中に含まれる。正常先の中位層、あるいは上位層に区分される中小企業は優良先とされ数としては少ない。

一般に言われる銀行の不良債権は、の 要注意先の下位層(要管理先)を含めその下の破綻懸念先、実質破綻先、破綻先であるが、破綻懸念先以下になると銀行の支援を受けることは事実上困難となる。何とか支援してもらえらる範囲は要管理先までというのが実態である。そして銀行は今、要注意先を正常先に、要管理先を要注意先に、破綻懸念先を要管理先に、それぞれ債務者区分を引き上げたいと考えている。

債務者区分が上がれば貸倒引当率を下げられる—銀行の狙いはそこにある。債務者区分毎の貸倒引当率は概ね下表の通りだが、実際、貸倒引当金を積まなくてはならないことが銀行収益の足を引っ張っているのである。

債権債務者分類	貸倒引当率
正常先(非分類)	0.2%前後
要注意先(分類)	4~10%
要管理先(分類)	15~22%
破綻懸念先(分類)	70%以上

実質破綻破綻先(分類)	100%
-------------	------

現実には、貸出金全額に引当るのではなく担保等で保全されていない金額に対して引当ることになるが、それにしても担保価値が大きく下落する中で銀行の貸倒引当コストは非常に大きなものとなっている。それが原因で赤字を出している銀行もあるほどだ。

そうした状況を少しでも和らげるには、協会保証を付ける、物的担保を取る、債務者区分を引き上げる、ことによって引当率を下げるしか方法がない(貸出金利上げは対症療法)。だから余計に「タンポタンポ病」や「ホゼンホゼン病」が進行蔓延するといった負の現象も出てくるのだが、その一方、正攻法によって貸出先をランクアップしようとする動きも明確になってきたのだ。熱心な地銀では、既に数百人単位の人員を投入して貸出先の業績改善を通じた債務者区分引上を図っていると聞く。

債務者区分引上げは、例えば保全されていない貸出金が100百万円ある貸出先の場合、要管理先から要注意先にランクアップすることによって率にして10%、金額にして10百万円程度の収益改善効果をもたらす。そして何より、将来に渡って金利を払ってくれる可能性の高い顧客が増えることを意味する。このまま取引先が沈んでいってしまえば、自分たちの将来も危うくなるという訳だ。

そこで冒頭の3指標が登場する。この指標こそ銀行が支援体制を組めるか否かを隔てる重要指標となっている。

例えば自己資本比率。保有資産を時価評価すれば実質的に債務超過状態にある中小企業は少なくないが、財務リストラによって3年以内に債務超過から脱却できることが可能かどうか。例えば債務償還年数。現在の収益では約定返済履行が困難だとしても、財務リストラによって当面20年以内に納めることが可能かどうか。

多くの中小企業は銀行等金融機関の支援なくして存続してゆくのは難しい。理想論や感情論は別として、残念ながらそれが現実である。とすれば、銀行の視点も加味して財務リストラを実行してゆく必要がある。実質自己資本比率が低い先、債務償還年数が高い先は、限られた時間の中での改革断行を求められている。